

特集《著作権》

プログラム開発委託契約 およびその留意点の解説

会員 板垣 忠文, 渡部 仁



1. はじめに

コンピュータ・プログラムの開発委託契約がなされる場合としては、大きく分けて、(1) 委託者たる甲が、自らの業務において使用するためにプログラム開発を乙に委託する場合と、(2) 甲が自社製品として販売するためにプログラム開発を乙に委託する場合の2つが考えられるが、何れの場合でも、最終的な成果物たるプログラムが完成・納入されるまでには、設計段階・プログラムの製造段階・製造されたプログラムのテストのように、幾つもの段階を経て行われるものであることから、その内容を可能な限り契約書で定めておくことは重要である。特に、開発の成果物である「プログラムの著作権の帰属」の問題については、後々当事者間で問題となることも珍しくなく、また、現在ではフリーソフトや第三者が権利を保有しているプログラムを利用して新たなプログラム開発がなされるなど、権利関係が複雑化しているため、予め著作権の権利処理について定めておくことは、従来にも増して重要となっている。更に、例え完成されたプログラム著作権について、委託者側が権利を保有することとなった場合であっても、開発者側には著作者人格権が残るといった問題がある。

以下においては、実際に見られる「コンピュータ・プログラムの開発委託」に関する契約書例を用いてプログラム開発委託契約及びその留意点について、特に「著作権」に関する点に重点をおいて、解説する。

なお、以下で契約書例は、著作権に関する規定を除くとかなりシンプルなものとなっている。プログラム開発委託契約にあたっては、知的財産に関する問題に限っても「開発の過程で生じた発明の帰属の問題」や「他人の特許権等を侵害していないことの保証」など多様な留意点があり、必ずしも「例示している項目を挙げればプログラム開発委託契約書として十分である」といった趣旨ではない点、ご了解頂きたい。

2. プログラム開発委託契約の留意点

(1) 前文・第1条

(前文)

委託者●●株式会社を甲、受託者○○株式会社を乙とし、甲乙は、コンピュータ・プログラムの開発の委託に関し、次のとおり契約を締結した。

第1条 (目的)

甲は、乙に対し、別紙目録記載1〔1〕のコンピュータ・プログラム（以下「本件プログラム」という）の開発（以下「本件業務」という）を委託し、乙はこれを受託した。

重要度：☆☆☆

解説

本条は、契約の本旨となる規定である。

前文及び第1条では、本件契約がコンピュータ・プログラムの開発に関し、甲を委託者、乙を受託者として締結されるものであることを明らかにするとともに、開発委託の対象を特定している。開発の対象は、本文中で特定することも当然可能であるが、例文にあるように「別紙目録」を設けて特定することが、一般に行われている。別紙目録の例は本稿末尾に掲載している。

上記例文では「コンピュータ・プログラムの開発」のみに契約の対象を限定しているが、開発過程においては、プログラム以外にも「システムの仕様書」やユーザーのために作成される「使用説明書」なども作成されるため、これらドキュメント類なども含めて開発の対象として特定することも考えられる。この場合には、別途定義規定を設け、プログラム・コンテンツ・データベース類やドキュメント類を含めた全体を「本件ソフトウェア」と定義した上で、「本件プログラム」をコンテンツやデータベースを含めたプログラム部分

とし、「ドキュメント」を「本件ソフトウェア」のうちから「本件プログラム」を除いた部分などと定義することが考えられる。

(2) 第2条

第2条（期限等）

乙は、別紙目録1〔2〕記載の期間内に、本件業務を誠実に実施するものとする。

2. 本件プログラムの仕様、設計等の変更等により、別紙目録1〔2〕記載の期限までに乙が本件プログラムを甲に納入できない場合には、甲乙協議のうえ、期限を変更することができる。

重要度：☆☆

解説

本条は、第1項において、乙に一定期間内に本件業務を誠実に実施するよう要請する一方で、第2項においては、乙の業務が期限内に終了できない場合の対応について規定している。

第1項に定める通り、乙は当事者間で予め定められた期間内に本件業務を実施・完了することが求められるが、プログラム開発は受託者たる乙のみで出来る性質のものではなく、その前提として甲からの情報提供といった甲の協力が必要となる他、後述するように再委託を行わざるを得ない場合もあるなど、色々な事情によってスケジュールに遅延が生じることは珍しくない。従って、第2項において、このような場合には当事者の協議によって、期限を変更できるようにしている。

(3) 第3条

第3条（委託料）

甲は、本件業務に関し、別紙目録1〔3〕記載の委託料を、第8条に定める検収完了日（同条第4項において検収が完了したものとみなされる場合を含む。以下同じ。）から●日以内に、乙の指定する銀行口座に振り込むものとする。

重要度：☆☆☆

解説

本条は、対価の支払い時期について規定する。本契約書では、全ての費用を「検収完了日から●日以内」に支払うとしているが、例えば、規模の大きなシステム開発の場合などにあつては、開発業務を大きく「システム仕様書の作成」と「プログラムの作成」に分けて、其々の作業終結が確定した日から数日以内に振り込む、といった規定とすることも考えられる。

(4) 第4条

第4条（再委託）

乙は、本件プログラム開発業務の一部を乙の責任において第三者に再委託することができる。この場合、乙は甲に対し、再委託先の行為について、本件業務に関し乙が甲に対して負うのと同様の責任を、再委託先に負わせることとしなければならない。

重要度：☆☆☆

解説

本条は、乙が本件開発業務を第三者に再委託することを許容するとともに、再委託先の行為については乙が全責任を負う旨を規定している。

本来、プログラムの開発委託契約では、委託者の秘密情報を受託者たる開発会社に開示する必要があるといった秘密管理上の問題に加え、そもそも委託者は、受託者たる開発会社の実績や技術力などを信頼した上で契約を結ぶのであるから、再委託は行われたい方が望ましい。しかしながら、現在のようにプログラムの開発形態が複雑化・高度化してきている状況では、むしろ単一のベンダのみによって開発を行わせることの方が非現実的であり、本条のような規定を設けることが一般的となっているものと思われる。

かかる事情の下、上記の規定例では再委託先の選定を乙に任せる形をとっているが、再委託先の選定は発注者たる甲にとっても重大な問題であることから、その選定に甲を関与させることも合理的である。例えば、事前に具体的な再委託先を甲に通知することを乙に義務付けて、甲の承諾を得ることを条件することなどが考えられよう。

なお、このような再委託を認める結果、再委託先で作成されたプログラムの著作権は、原始的には再委託先の企業又は個人に帰属することとなる。従って、後

述する第9条（著作権の帰属）の規定において、甲に本件業務において作成されたプログラムの著作権を全部又は一部譲渡する場合には、再委託先で作成されたプログラムについても、予め別途乙と再委託先の間で開発されたプログラムの譲渡契約を締結するなど、適切な権利処理を行っておくことが必要となる。例えば、後述する第9条（著作権の帰属に関する規定）であれば、案1、案2、別案4の何れかを選択する場合には、乙に対し、再委託先との関係で以下のような契約を結ぶことを条件とすることが考えられる。

(第4条)

2. 前項の規定に関わらず、乙は、再委託先に対し、再委託の結果生じるプログラムの著作権が、第8条に定める検収の完了日において、乙に移転することを予め承諾させた上でなければ、再委託を行うことができない。

(5) 第5条

第5条（資料の管理）

乙は、本件業務に関して甲より提供された一切の資料・情報を善良なる管理者の注意を持って管理、保管し、甲の指示ある場合のほかは、これを複製し、改変し、もしくは第三者に交付してはならない。

2 乙は、甲から提供された一切の資料を第8条の検収の完了後直ちに甲に返還しなければならない。

重要度：☆☆

解説

プログラム開発は、受託者に対し委託者から、開発に必要な各種資料・情報が提供された上で行われることが通常であるが、このような資料には委託者にとって重要な事項が含まれていることが多い。従って、これらの資料等についての取扱いを規定しておくことは当事者双方にとって重要である。

本条第1項は、このような資料の管理・保管について、乙に善管注意義務を負わせるとともに、甲の指示があるとき以外には、その複製・改変や第三者への交付を禁止する旨を規定している。上記の例では、第三

者への交付ばかりでなく、乙自身の複製等をも禁じている点で、甲の利益を重んじた規定振りとなっているが、プログラム開発においては資料を複製・改変しなければ現実には利用できないことも多々あり、その度に甲の指示を仰がなければならないとすることは、双方にとって煩雑に過ぎるという場合もあろう。このような場合には、例えば「本件業務の遂行上、必要な範囲内で複製又は改変することが出来る」と規定することも考えられる。

第2項は、第8条の検収終了後、すなわち、甲により提供された資料がもはや乙にとって必要ではなくなった段階で、乙がこれら資料を全て甲に返還する義務があることを明確にした規定である。

(6) 第6条

第6条（秘密保持）

乙は、本契約に関して知り得た甲の秘密および情報を第三者に漏洩してはならない。

重要度：☆☆

解説

本条は、乙に対し、甲から得た情報を第三者に漏らしてはならない義務を課したものである。第5条でも触れた通り、プログラム開発の前提として甲から乙に提供される情報には重要なものが多数含まれていることから、設けた規定である。

(7) 第7条

第7条（納入物の納入）

乙は、甲に対し、別紙目録〔4〕で定める期日までに、別紙目録〔5〕で定める方法により納入する。

2. 前項の規定により乙が甲に納入する納入物の所有権は、甲から乙への委託料完済により、乙から甲に移転するものとする。

重要度：☆☆

解説

本条は、本件契約の成果物である本件プログラムの納入方法及び、その所有権の移転時期について規定したものである。

第1項は、所定の期日までに、乙が本件プログラムを所定の方法により納入すべきこととしている。別紙目特ではCD-Rにより納入するとしているが、例えば、甲の実際の動作環境に、プログラムをインストールしたことを持って、納入とすることなども考えられる。

第2項は、前項で納入した納入物の所有権の移転時期に関して規定する。成果物たるプログラムが著作物である点よりすれば、現実重要視されるのは「納入物」の所有権ではなく、その本質たる「プログラムの著作権」の帰属の問題ではあるが、次条で規定する「著作物の帰属」と問題との区別を明らかにするためにも、本規定を設けておくことが望ましい。

(8) 第8条

第8条 (検収)

乙は、甲と協議のうえ、本件プログラムの検収の基準となる仕様書、テスト項目、テストデータ、テスト方法およびテスト期間等を定めた検査仕様書を作成し、甲の責任者の承認を受けるものとする。

2. 甲は、乙から本件プログラムの納入を受けた日から○日以内に、前項の検査仕様書に基づき検査し、瑕疵の発見の有無につき遅滞なく乙に通知する。

3. 前項の検収後に乙の責に帰すべき瑕疵が発見された場合は、乙の責任においてすみやかにこれを補修するものとする。

4. 甲が本件プログラムの納入を受けた後○日以内に第2項の通知を発しない場合は、その期間満了のときに、本件プログラムの検収が完了したものとみなす。

重要度：☆☆

解説

本条は、リスクヘッジに関する規定である。

プログラムの納品を受けた場合、そのプログラムが正常に動作するかどうかをチェックすることは重要である。本件プログラムに問題があった場合、乙は、甲に対し瑕疵担保責任を負う（民法570条、566条）が、

検査方法および補修義務等を含む具体的な規定を設けておけば、甲の不利益をより少なくすることができる。

第1項は、検査仕様書の作成と甲の責任者による承認を乙に義務づけた規定である。検査仕様書には、テスト項目、テストデータ、テスト方法およびテスト期間等が定められるので、甲は、検査仕様書に従って具体的な検査を行うことができる。また、甲の責任者による承認があるので、内容の信用性も高まり、甲にとって安心である。

第2項は、甲が本件プログラムの検査を実施し、瑕疵の有無について乙に通知することを規定している。乙には、第3項の規定により補修義務があるので、膨大な時間を経過した後に通知があった場合は、補修作業が困難となることが想定される。したがって、乙の補修作業の負担を軽減するため、甲がいつまでに通知するかを規定している。

第3項は、乙の補修義務について規定している。ただし、発見された瑕疵が乙の責任によるものである場合にのみ補修義務を課している。例えば、他の要因（甲のハードウェアの不具合等）による瑕疵である場合にまで乙に補修義務を課するのは適当でないからである。

第4項は、第2項の通知が所定期間内でない場合の取り扱いを規定している。所定期間内に甲から通知がない場合は、本件プログラムに瑕疵が発見されず、本件プログラムの検収が完了したものとみなすことにより、乙に補修義務が発生しないことを確認する。

(9) 第9条

第9条 (著作権の帰属：案1)

本件プログラムに関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、乙又は第三者が本件契約前から保有していたプログラムの著作権、汎用的な利用が可能なプログラムの著作権及びフリーソフトの著作権を除き、甲から乙への委託料完済により、乙から甲に移転するものとする。

2. 甲は、著作権法第47条の2に従い、本件プログラムの複製物を自ら利用するために必要な範囲で複製及び翻案することができる。

重要度：☆☆☆

解説

本条は、本件プログラムの著作権の帰属等について規定したものである。

第1項は、本件業務の成果物たるプログラムについては、

- ① 乙が本件契約前から保有していたプログラムの著作権
- ② 第三者が本件契約前から保有していたプログラムの著作権及びフリーソフトの著作権
- ③ 本件契約の結果作成されたが、今後、汎用的な利用が可能なプログラムの著作権

を除き、甲に移転する旨を規定している。委託者たる甲としては、成果物の全てを自らに帰属するように求めたいところであろうが、現在のプログラム開発は、既存のプログラム（乙が権利を保有しているもの、他、第三者が権利を保有しているプログラムやフリーソフトなど）を利用した上で行われることが多いのが実情である。また、本件プログラム開発に利用するために作成されたプログラムであっても、今後汎用的な利用が可能なものについては、開発者たる乙に著作権を留保する方が、プログラムの再利用を促進できるといった事情がある。

このような実情から、第1項では、原則として本件業務の成果物は甲に帰属するとした上で、そもそも本件業務によって作成されていないプログラムの著作権は移転の対象に含まれず、また汎用的なプログラムの著作権も甲への移転の対象としないことを明確にしている。なお、基本的なことではあるが、著作権法では二次的著作物に関する権利（第27条、第28条）は、「特掲されていないとき」は譲渡した者に留保されることとされているため（第61条2項）、甲に譲渡する著作権については「（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）」ことを明記している。

第2項は、前項の規定によって甲に著作権が移転されないプログラムを含め、本件プログラムにつき甲が著作権法第47条の2の規定に従って、必要な範囲で複製及び翻案することができる旨を規定している。甲は、第7条（納入物の納入）の規定により「プログラムの著作物の複製物の所有者」となることから、かかる規定がなくても自ら利用するために必要な範囲であれば第47条の2の規定する範囲で複製・翻案が可能となるが、確認的に規定したものである。

なお、上記のような、一部を除いて甲に成果物の権利を移転する方法以外に、成果物たるプログラム著作権を

- ① 乙に原則として全て留保する場合
- ② 甲に全て移転する場合
- ③ 甲と乙の共有にする場合

が考えられるので、以下、それぞれの条文例を示す。

（案2：権利を乙に留保）

本件プログラムに関する著作権は、第三者が本件契約前から保有していたプログラムの著作権、フリーソフトの著作権及び第4条による再委託の結果作成されたプログラムの著作権を除き、乙に帰属するものとする。

2. 甲は、納入された本件プログラムを、著作権法第47条の2に従って自ら利用するために必要な範囲で、複製及び翻案することができる。

この案では、成果物たるプログラムの著作権は、何ら甲へは移転しない形となる。この場合でも、前述の通り、甲にはプログラムの複製物が納入されているため、第47条の2の規定により、自らの利用に必要な範囲では複製・翻案可能となっている。

（案3：全部甲へ移転）

本件プログラムに関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、甲から乙への委託料完済により、乙から甲に移転するものとする。

この案では、全てのプログラムを乙から甲に移転する形となっている。本件プログラムの開発において、乙がフリーソフトや第三者が権利を保有するプログラムを利用することなく、再委託も行わないで独自に全てを開発したような場合であれば、このような規定とすることも可能であろうが、開発の現状からすれば、このような規定が現実的か疑問もある。

（案4：甲と乙の共有）

本件プログラムに関する著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、乙又は第三者が本件契約前から保有していたプログラムの著作権、汎用的な利用が可能なプログラムの著作権及びフリーソフトの著作権を除き、甲から乙への委託料完

済により、甲及び乙の共有とする。

2. 甲及び乙は、前項の規定により共有となった本件プログラムの著作物を相互に利用することが出来る。
3. 甲及び乙は、本件プログラムに係る著作権に基づき、それぞれ単独で第三者に対し、差止請求、自己の持分に対する損害賠償請求及び自己の持分に応じた不当利得の返還を請求することが出来る。

案4では、まず第1項で

- ① 乙が本件契約前から保有していたプログラムの著作権
- ② 第三者が本件契約前から保有していたプログラムの著作権及びフリーソフトの著作権
- ③ 本件契約の結果作成されたが、今後、汎用的な利用が可能なプログラムの著作権

以外の、本件契約によって開発されたプログラムについて、甲と乙の共有とする形としている。そして、共有に係る著作権の行使には、共有者全員の合意が必要であるところ（著作権法第65条第2項）、第2項においては、相互に本件プログラムについて利用が可能であることを明記するとともに、第3項ではそれぞれ単独で、差止請求権及び損害賠償請求権等を行することが出来ることとしている。第3項については、著作権法第117条に同内容の規定があるが、念のため規定しているものである。

(10) 第10条

第10条（著作者人格権）

乙は、本件プログラムの著作物について、甲並びに甲より正当に権利を取得した第三者および当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

2. 乙は、次の各号について同意する。
 - 一 甲が任意に本件プログラムを改変すること
 - 二 甲が本件プログラムを任意の時期に公表すること
 - 三 甲が本件プログラムを任意の氏名で表示すること

四 本件プログラムについて甲の意に添わない公表をしないこと

3. 本件プログラムが乙以外の著作者によって創作された著作物を含む場合、乙は、当該著作物について、甲並びに甲より正当に権利を取得した第三者および当該第三者から権利を承継した者に対し、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を当該著作者が行使しないことを保証する。
4. 本件プログラムが乙以外の著作者によって創作された著作物を含む場合、乙は、次の各号について当該著作者が同意することを保証する。
 - 一 甲が任意に当該著作物を改変すること
 - 二 甲が当該著作物を任意の時期に公表すること
 - 三 甲が当該著作物を任意の氏名で表示すること
 - 四 当該著作物について甲の意に添わない公表をしないこと

重要度：☆☆☆

解説

本条は、リスクヘッジに関する規定である。

プログラムの著作物は、一定の場合には許諾を得ないで複製・翻案することができる（著作権法47条の2第1項）。しかし、この規定は、著作者人格権に影響を与えないとされている（同法50条）。そのため、同法47条の2第1項で認められている翻案を行うと、形式的には同一性保持権の侵害となるおそれがある。そこで、同法20条2項3号では、特定のコンピュータで利用するために必要な改変は、同一性保持権の侵害とはならないと規定し、著作者人格権との調整を図っている。しかし、これを超える改変については、依然として同一性保持権の侵害となる可能性があるため、将来的に大幅なバージョンアップが想定される場合は、著作者人格権の不行使特約を設けることが望ましい。

著作者人格権については、「乙は、本件プログラムの著作物について、甲に対し著作者人格権を行使しない。」といった簡単な既定ですませているものも多いが、ここではより慎重に詳細な規定振りとしている。乙は、甲から開発委託を受けて本件プログラムを作成するので、原則として著作者となり、著作者人格権を有することになる。第1項は、乙が甲に対し著作者人

格権を行使しないことを規定している。さらに、本規定は、将来的に甲が本件プログラムを第三者に譲渡することも想定されるので、甲だけでなく、甲より正当に権利を取得した第三者と、その第三者から権利を承継した者に対しても著作権人格権を行使しないことを規定している。

乙は、第1項により著作権人格権を行使しないので、甲は、本件プログラムを任意の時期および任意の名前で公表し、任意に改変することができる。ただし、それら行為が乙の意に反して行われた場合は問題があるので、第2項は、それら行為について乙が同意することを規定している。

乙は、上記の通り原則として著作者となるが、例えば、乙が本件プログラムの作成を下請けに委託することも想定される。この場合は、下請けのプログラマが著作者となり、著作権人格権を有することになる。第3項は、本件プログラムが乙以外の著作者によって創作された著作物を含む場合、その著作者が甲に対し著作権人格権を行使しないことを乙が保証することを規定している。すなわち、乙には、その著作者との間で、その著作者が甲に対し著作権人格権を行使しないことを定めた契約を締結することを義務づけている。さらに、本規定は、将来的に甲が本件プログラムを第三者に譲渡することも想定されるので、甲だけでなく、甲より正当に権利を取得した第三者と、その第三者から権利を承継した者に対しても著作権人格権を行使しないことを乙が保証することを規定している。なお、乙が本規定に反して義務を履行しない場合、甲は、改変の度合いによっては第三者の著作権人格権を侵害することがあるが、その場合は、乙に対し、債務不履行による損害賠償を請求することができる（民法415条）。

本件プログラムが乙以外の著作者によって創作された著作物を含む場合、その著作者は、第3項により著作権人格権を行使しないので、甲は、本件プログラムを任意の時期および任意の名前で公表し、任意に改変することができる。ただし、それら行為がその著作者の意に反して行われた場合は問題があるので、第4項は、それら行為についてその著作者が同意することを乙が保証することを規定している。

第3項、第4項のような保証条項は、「乙以外の著作者」というのが、下請けのように乙がコントロール可能な者のみであるならば、乙にとって受け入れやすいものであるが、現在のように、フリーソフトの著作者

など乙がコントロール不可能な者が含まれる場合は、このような保証条項は、乙にとって受け入れがたいものとなる可能性がある。この場合、「著作者人格権の侵害を理由に万一訴えられた場合は、甲が継続使用できるよう乙が対応する。」というように、乙が対応しやすい条項として規定することも考えられる。

(11) 第11条

第11条（登録）

乙は、甲が本件プログラムの著作権の移転を登録することを承諾する。

重要度：☆☆☆

解説

本条は、契約の本旨となる規定である。

著作権の移転は、当事者間の意思表示のみで効力が発生するが、登録が第三者対抗要件となる（著作権法77条1項1号）。本条は、第三者対抗力を確保するための規定である。実務ではあまり登録が行われている例は多くないようであるが、著作権が一つの財産権としての取引におかれる以上、著作権の二重譲渡などの問題を惹起する可能性があるため、そういった権利関係の競合等を避けるために、登録を信頼して取引すれば安全に権利主張ができる[1]。本条は、これを担保するものである。

「第三者に対抗できない」とは、著作権の移転は当事者間の意思表示によって実質上その効果が発生していても、当事者の側からその取引に関係のない第三者にその効果を主張することができないことを意味する。逆に言えば、登録があれば、その登録に係る法律行為に関知しない者であっても、その登録に係る法律行為の効力を否定することができないということである[1]。

(12) 第12条

第12条（第三者の権利侵害）

本件プログラムに関し第三者との間で紛争が生じたときは、甲乙協議のうえ、誠意をもってこれを解決するものとする。

重要度：☆

